

平成 28 年度事業計画

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

I 基本方針

我が国では人口減少時代となり、西淀川区においても、今後ますます年少人口の減少、高齢化の進展が見込まれます。

経済情勢では、雇用環境の改善はみられるものの、低所得者層の増加に加えてひとり親世帯の増加や年金制度見直しも進められる中、高齢者や若者、子どもの貧困も深刻な状況となっています。

一方、地域においては、少人数世帯・高齢単身世帯の増加やマンションなどの新規建設による町会加入率の低下により、地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、近隣同士のつながりの希薄化が進んでおり、孤立死やひきこもりなどの社会的孤立や虐待・権利侵害など、福祉課題・生活課題はより一層、複雑化・多様化しています。

また、平成 28 年度は、介護保険制度改正への取り組みとして、専門的サービスと「住民の参画による地域の支え合いの体制」をつなぎ合わせて、医療・介護・予防・生活支援・住まいの一体提供をめざす地域包括ケアシステムの構築も求められます。

さらに、西淀川区では、南海トラフ大地震など大規模災害への対応整備も喫緊の課題となっています。

このような状況の中、平成 28 年 4 月には障がい者差別解消法も施行され、また、西淀川区では外国籍の方も多数暮らしておられますが、「共生社会」の実現にむけての取り組みが強く求められます。

区社会福祉協議会は、高齢になっても、障がいがあっても、子育て中の方も、外国籍の方も、誰もが、西淀川区の地域で、人権を尊重され、安心、安全に暮らし続けることができるように、福祉課題の解決に向けて取り組んでいきます。

特に、平成 28 年度は、区役所との連携・協働をより強化し、区内地域住民や社会福祉関係機関・施設・団体、民生委員・児童委員及び主任児童委員、NPO、企業、学校などと一緒に地域福祉推進ビジョンの策定・推進を進め、次の 10 項目を主な柱として、地域福祉の一層の拡充に向けて事業を展開していきます。

また、これらの取り組みを推進する基盤として、社会福祉法人制度改革に対応し、組織運営の透明性と信頼性の確保に努めていきます。

II 平成 28 年度主な取り組み

●地域福祉推進ビジョンの策定・推進

地域の中で「つながり」や「支えあい」の関係を再構築し、「支えられ上手 支え上手」な人があふれ、誰もが安心して地域で暮らせるまちづくりをめざし、区役所と合同事務局となって、「西淀川区地域福祉推進ビジョン」を策定・推進していきます。

●地域と連携した要援護者の見守りネットワークの強化

各地域を拠点に「地域福祉活動支援コーディネーター」を配置し、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークを強化します。

●生活困窮者に対する支援の強化

平成27年度に引き続き、株式会社アソウ・ヒューマニーセンターと共同して、社会的孤立・経済的困窮により生活困難を抱える方々の早期発見と自立に向けた支援の取り組みを強化します。

●権利擁護の推進と総合相談支援体制の充実

地域包括支援センター事業、あんしんさぽーと事業の相談支援の充実に加え、関係事業・機関の連携を強化し、複雑・多様化した相談に対し、分野横断的に総括的・包括的に支援する体制の充実に努めます。

●支え合いによる地域包括ケアシステム構築の推進

行政、関係機関と連携し、地域の介護予防・生活支援サービス事業などの充実や、住民主体の地域の支え合い体制の構築を推進します。

●企業・NPOなど幅広い領域のボランティア・市民活動の推進

企業・NPO・事業者・施設などの新たなネットワークを開拓し、幅広い領域のボランティア活動、地域活動、社会貢献活動の推進を図ります。

●災害発生時における支援体制の強化

災害ボランティア活動センター、福祉避難所開設に向けての整備を進めます。

●「社会福祉協議会活動の見える化」広報・情報発信機能の充実

広報誌、パンフレット、ホームページ、SNSなどの充実を図ります。

●社会福祉法人制度改革への対応

平成29年4月に見込まれる社会福祉法人制度改革に向けて、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に取り組みます。

●介護保険事業の安定経営

介護保険制度の見直しに対応して、通所介護事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護予防事業の経営安定に努めます。

Ⅲ 事業概要

1 法人運営事業

(1) 社会福祉法人制度改革への対応及び組織の強化

社会福祉法人制度改革の情報収集に努め、新たな制度のもとでの円滑な運営をめざし、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に取り組みます。

- ① 組織の透明性・信頼性の向上
適正な法人運営と、事業や財政状況等の情報公開、コンプライアンス意識の向上、個人情報保護を徹底します。
- ② 組織体制の強化
外部研修会への参加勧奨と組織内研修の充実により、職員の資質向上を図ります。また、多様な雇用形態による職員を効果的・効率的に配置し、組織体制の強化に努めます。
- ③ 法人の適切な運営と事業推進のため、理事会・評議員会を開催します。
- ④ 会員組織の充実と会員の募集による自主財源の確保
賛助会員（個人1口 1千円）法人会員（1口 1万円）の増加をめざします。

(2) 善意銀行の運営

- ① 預託金品（寄付）の受付と、善意銀行払出し部会において十分検討したうえで区内の福祉事業や団体の活動に対し有効に払い出します。
- ② 区域で福祉ボランティア活動を行う団体・ボランティアグループに対して「福祉ボランティア活動応援資金」による払出先を募集、助成します。

(3) 共同募金並びに日赤業務への連携・協力

- ① 大阪府共同募金会より受けた配分金を各地域社会福祉協議会はじめ福祉を推進する団体からの申請に基づき配分し、区内福祉活動の充実を図ります。
- ② 大阪府共同募金会と連携・協力し、地区募金会事務を効果的に行います。
- ③ 共同募金運動の広報や啓発及び街頭募金への職員参加など積極的に協力します。
- ④ 日本赤十字社大阪府支部並びに区奉仕団と連携・協力し、社資募集業務に協力します。

(4) 「社会福祉協議会活動の見える化」広報・情報発信機能の充実

- ① 社協広報誌「区社協だより」の発行
- ② ホームページのリニューアル、SNSの活用を検討し最新情報の発信
- ③ パンフレット等を活用した広報啓発

(5) 各地域団体との連携・協力

自主的な運営を行う各地域団体（区地域振興会等）の運営・活動への協力

を行います。また、各地域団体への協力を通じて、地域福祉活動への効果的な推進につなげます。

(6) 西淀川区社会福祉講演会の開催

地域福祉推進啓発の福祉講演会を開催します。

2 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉推進ビジョンの策定・推進

住民参加や協働による福祉活動の充実、福祉コミュニティづくりなど、将来の地域福祉の展望に向け区役所と合同事務局となって、「西淀川区地域福祉推進ビジョン」を策定・推進していきます。

- ① 西淀川区地域福祉推進ビジョンを策定し、区内住民に発信・周知します。
- ② 地域福祉推進ビジョンの推進に向けて、地域における「出会いの場」「協議の場」「協働の場」づくりを進めます。

(2) 地域福祉活動の支援

各地域の地域福祉活動の状況把握に努め、活動の推進・支援を行い、小地域福祉活動の活性化を図ります。

- ① 地域組織内にある福祉の活動者と連携・協働して、地域の福祉課題を把握し、課題の検討を行います。
- ② 区役所と合同事務局となって、地域の福祉活動者を主に、昨年度に引き続き隔月に福祉活動連絡会を開催します。

(3) 各種団体・関係機関・施設との連携強化

高齢者、子ども、障がい者（児）、子育て中の親等、種別を越えたネットワークの構築をめざし、区内で組織されている各種団体・関係機関等の活動報告・情報交換会を開催し、連携強化を図ります。また、イベント等を通じてつながりを深めます。

- ① 社会福祉施設連絡会の開催
- ② 子育て支援連絡会の開催
- ③ 区地域自立支援協議会への参画
- ④ 4者（子育て支援・障がい者支援・高齢者支援の施設・団体と区社協）連絡会の開催
- ⑤ ふくふくミニまつりの開催

(4) 災害発生時における支援体制の強化

区役所と協定書を締結している「区災害ボランティア活動センター」「福祉避難所」の役割を確認・共有しながら、災害発生時における活動支援体制の整備に取り組みます。

(5) 福祉教育の推進と支援

小・中学校などにおける福祉体験学習をはじめ、当事者を交えた学習を取り入れ、福祉に関する学習会、講習会の開催支援を行い、地域住民の福祉に対する意識を高め、より住みよいまちづくりをめざして福祉教育を推進します。

(6) その他

- ① キャラバンメイト連絡会の運営及び認知症サポーター養成講座実施支援
- ② 大型遊具貸出事業
- ③ 車いす貸出事業

3 地域と連携した要援護者の見守りネットワークの強化

(1) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

福祉専門職の「見守り支援ネットワーカー」と、各地域を拠点に「地域福祉活動支援コーディネーター」を配置し、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現をめざします。

- ① 行政が保有する要援護者情報を集約し、地域団体等への情報提供に係る同意確認を進め、地域の見守り活動等につなぎます。
また、各地域を拠点に「地域福祉活動支援コーディネーター」を配置し、地域の実態を反映した要援護者名簿の整備を進め、地域における見守り活動を支援します。
- ② 支援が必要にも関わらず、福祉サービスや地域における見守り活動等の支援を受けていない方や制度の狭間で専門的な対応が必要な孤立世帯等に対して、「見守り支援ネットワーカー」が積極的に出向き、支援のニーズに応じて適切な関係先と調整し、福祉サービスや地域の見守り活動等につなぎます。
- ③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見、保護のための仕組み「認知症高齢者見守りネットワーク」の構築を進めます。

(2) 要援護者支援「見守りネット倶楽部」・地域福祉担い手育成事業

各地域を拠点に「地域福祉活動支援コーディネーター」を配置し、高齢者や障がいをお持ちの方など、支援を必要とする方を対象に、地域住民自らが継続的・日常的に見守る仕組みの構築を進めます。

4 生活困窮者に対する支援の強化

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

株式会社アソウ・ヒューマニーセンターと共同し、社会的孤立・経済的困窮により生活困難を抱える方々の早期把握と自立に向けた支援の取り組みを、新たに導入される家計相談支援や就労ファーストステップ事業なども

活用しながら強化します。

- ① 早期把握のためのアウトリーチと地域の支え合い体制の構築・強化
- ② 多様で複合的な課題を個別化して捉え、本人の尊厳ある自立に向けた支援
- ③ 解決につながる具体策の提案と紹介
- ④ 就労訓練事業所等の開拓や社会資源の活用、支援ネットワークの連携強化
- ⑤ 対象者支援を通じた地域づくりを行い「社会的包摂」を推進

(2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者または高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委員による必要な支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定をめざすことを目的とした事業です。資金制度の相談窓口として、さまざまな生活課題を抱える人たちに対して効果的に支援できるよう取り組みます。

5 ボランティア・市民活動センターの運営

(1) ボランティア・市民活動の推進

あらゆる世代の区民がボランティア・市民活動センターに関心を寄せ、活動に参加できるような取り組みや、新たなネットワークを開拓しながら、地域活動や社会貢献活動の支援を行い、効果的な運営を目指します。

- ① ボランティア・市民活動のコーディネート
- ② ボランティア・市民活動への支援
 - ア 活動や立ち上げ、運営に関する相談・支援
 - イ 機材やスペースの貸出
 - ウ ボランティア交流会の開催
 - エ ボランティアグループ連絡会の開催
- ③ 福祉ボランティアグループ活動助成の案内、申請受付
- ④ ボランティア講座等によるボランティアの育成
 - ア 保育ボランティア養成講座の開催
 - イ 男性ボランティア養成講座の開催
 - ウ 既存のボランティアグループ拡充のための養成講座の開催

(2) 多様なボランティア・市民活動団体同士の連携・協働推進

- ① 企業、NPO、事業所などによる異業種交流会の開催
- ② 4者連絡会の団体・施設等による「交流カフェふくふく」開催の支援

(3) ボランティア・市民活動についての広報・啓発

- ① 広報誌、情報たより、ホームページなどを利用した活動情報の発信
- ② 区民まつり他各種イベントでの啓発
- ③ チラシやリーフレットの設置

(4) 災害ボランティア活動センター運営体制整備

- ① 災害ボランティアセンター開設訓練の実施
- ② 災害ボランティア養成講座の開催

(5) ボランティア保険の受付・取次ぎ

(6) ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催

ボランティア・市民活動センターの円滑な運営に向け、多様なメンバーによる運営委員会を開催します。

6 権利擁護のとりくみ

あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々を対象に、本人との契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理・証書等の預かりサービスを実施し、利用者の権利擁護に努めます。

7 地域包括支援センター事業

地域包括支援センターは、高齢者の介護、医療、生活支援、介護予防を充実させる「地域包括ケアシステム」の構築に向けての推進に努めていきます。

また、今後も増加が見込まれる認知症高齢者の生活を支えるためにも多職種連携での支援と介護者への支援を進めます。さらに、地域とのつながりが少ない高齢者や生活困窮問題を抱える高齢者への支援など、地域課題の解決に向けて各関係者、地域とともに取り組んでいきます。

(1) 総合相談窓口業務

高齢者やその家族、地域住民からの様々な身近な相談に対応するため、専門機関、行政、地域との連携に努めます。また、困難事例等の地域ケア会議を開催し、個別ケースから地域課題を把握して資源開発をめざしていきます。

(2) 虐待早期発見・防止などの権利擁護

高齢者虐待対応、成年後見制度の活用など高齢者の権利擁護のため、各関係機関連携による支援、啓発活動も進めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ① 要介護・要支援高齢者に適切なケアマネジメントが提供されるように地域の介護支援専門員へのスキルアップ研修開催や相談しやすい関係づくりに努めます。
- ② 認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるように認知症の理解と早期発見・治療の重要性を啓発し、多職種間のネットワークづくりをめざします。

(4) 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2の認定を受けた方のサービス計画を作成します。また、要介護・要支援状態にならないよう介護予防事業の参加勧奨も行います。

(5) その他

- ① 家族介護支援事業において介護や認知症に関する講演会・研修会を開催
- ② 元気・健康に地域で生活が続けられるように高齢者へ研修、講座の開催
- ③ 介護者家族の集い【ひまわりの会】及び増加する男性介護者の集い【ひょうたんの会】へ、介護者の悩みや情報交換の場として開催支援
- ④ 生活支援型食事サービス運営委員会の開催

8 在宅福祉サービスの運営

介護保険制度改正に伴う影響把握に努め、安定経営に向けた対応に取り組みます。

(1) 通所型介護予防事業

生活機能の低下が疑われる二次予防事業対象の高齢者に対し、地域包括支援センターの個別のプランに基づき、要支援・要介護状態にならないよう予防に取り組みます。

① 介護予防教室（複合型）

足腰の筋力アップを図る運動、食事、口腔ケアなど、介護予防全般について学んでいただき、高齢者の生活機能全体の向上をめざします。

- | | |
|------------|-------------------|
| ア 運動器の機能向上 | トレーニングマシンなどを使った運動 |
| イ 栄養改善 | バランスの良い食事内容について講習 |
| ウ 口腔機能向上 | 歯磨き指導、健口体操など |

② 閉じこもり等予防教室（なにわ元気塾）

老人憩の家などの地域の集会所で、体操やレクリエーション、音楽、手工芸などを通して地域での仲間づくり、交流を図ります。

(2) 通所介護・介護予防通所介護事業（デイサービス）

平成28年4月から地域密着型通所介護に移行します。また、日常は要支援・要介護状態となった高齢者に、介護サービス（送迎・入浴・食事・レクリエーション）を実施し、高齢者の閉じこもり防止、ふれあいの場の提供、家族の介護負担の軽減などの役割を担います。さらに、西淀川区通所サービス事業所連絡会に参画し、事業所間の連携と交流をはかり、資質向上に努めます。

(3) 居宅介護支援事業

要介護認定（要介護1～5）を受けた高齢者等を対象に、介護に関する相談に応じます。そして利用者の生活の質の向上や家族の介護負担の軽減等もふまえ、介護保険サービスやその他のサービス利用に必要なケアプランを作成し、利用者と家族の支援を行います。

9 西淀川区老人福祉センターの管理運営

引き続き老人福祉センターの管理運営業務を担います。老人福祉センターでは、地域の高齢者に対し、健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための各種サービスを提供するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援します。

(1) 生きがいづくり事業

高齢者のニーズに応じたさまざまな事業や講座を開催します。また、自主サークル活動への支援や、区内福祉施設でのボランティア活動についての支援を行います。

(2) 健康づくり事業

高齢者の健康維持・増進のための講座（健康体操教室、骨盤体操教室、ストレス解消教室、など）を開催します。

また、平成28年度より区保健課と協働し、介護予防対策の観点から「に～よん健康体操」推進のための拠点施設として定期的な教室を開催します。

(3) 世代間交流事業

区と協働し、図書に親しみ多世代が交流する環境づくり事業の一環として「に～よん文庫」を図書ボランティアの協力を得て引き続き実施します。区内小学生を対象とした「こども囲碁教室」も引き続き実施します。

(4) 老人クラブへの支援

区老人クラブ連合会への支援により、老人クラブ会員の地域活動、社会参加を活性化させ、存在感のある生きがいづくりにつなげます。老人クラブが社会奉仕活動として参画する、クリーンにしてグリーンなまちづくりの取り組み「大野川緑陰道路の清掃活動」にも協力していきます。

また、これまで大阪市老人クラブ連合会に事業委託され各区において事業運営されていた「高齢者の生きがいと健康づくり事業」が平成28年度より各区老人福祉センターの事業と位置づけされことにもない、今後、老人クラブをはじめ区内高齢者へのサービスを一層充実させていきます。

10 西淀川区子ども・子育てプラザの運営

(1) 子育て活動支援事業

① 子育て情報の収集、管理、提供

区役所や子育て支援事業を実施する施設等と連携・協力し、子育て活動の情報交換、情報の共有を図るとともに、区内の子育て支援情報誌の発行に協力します。また、ホームページやプラザだよりによる情報の提供、及び定期的な地域の巡回により情報収集をおこないます。

② 地域の自主的な子育て活動への支援

子育てサロン・サークルの活動の活性化に向けた支援として、運営面での助言や場所の提供、遊具の貸し出し等を実施します。また、引き続き「子育て支援ボランティア養成講座」を開催します。

- ③ 子育て中の親子の支援
子育てに関する必要な知識やノウハウを学べる保護者向けの講座を充実していきます。また、プラザに遠くプラザに来られない親子に対しては、地域子育てサロンや地域の公園などにおいて、出前講座を開催します。
- ④ 児童の健全育成事業
異学校、異学年の子ども達とスポーツや工場見学、調理実習などの行事を通し、ふれ合う機会を毎月提供します。
- ⑤ 地域関連事業
地域の高齢者と児童・乳幼児が交流できる機会を提供します。「区民まつり」、「もちつき大会」など、地域と共に世代間交流事業を実施し、区内のボランティアグループと協働でイベントを開催します。
- ⑥ その他
 - ア 「えほん展ふわふわ」への協力
 - イ 地域子育てサロンへの協力
 - ウ 「に～よん文庫」への協力

(2) 大阪市ファミリー・サポート・センター事業（支部業務）

子どもの預かり・幼稚園や保育所などへの送迎など、臨時的・突発的な保育ニーズに応えるために、子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）とを組織化し、会員同士による子育ての相互援助活動を実施するための調整業務を行っていきます。また、本部（大阪市立男女共同参画子育て活動支援館）の運営補助や、保育所等援助活動の関係機関ならびにサブリーダーとの連絡調整も行っています。

(3) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
乳幼児とその保護者が自由に遊べ、お互いが交流できる「つどいの広場」を実施し、利用者の安全管理とはじめての利用者が参加しやすいような環境づくりに努めます。
- ② 子育てに関する相談及び援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
毎月、地域の子育て関係施設等の情報紙を「西淀川区内のつどいの広場コーナー」等にて配架、掲示していきます。
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習の実施
乳幼児が親子でコミュニケーションを取りながら参加できる講座を実施していきます。
- ⑤ ブックスタートの実施
3ヶ月～おおむね1歳までの乳幼児の親子を対象に、絵本の配布や絵本の楽しみ方に関する解説、絵本ボランティアによる読み聞かせ体験など実施します。